

告 示

埼玉県告示第四百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、次のとおり告示する。

令和五年四月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

本庄市

二 都市計画事業の種類及び名称

本庄都市計画公園

五・五・〇二号 本庄総合公園

三 事業施行期間

令和五年四月七日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県本庄市大字北堀字東本庄及び村東及び諏訪台並びに大字栗崎字東及び東河原地内

ロ 使用の部分

なし